

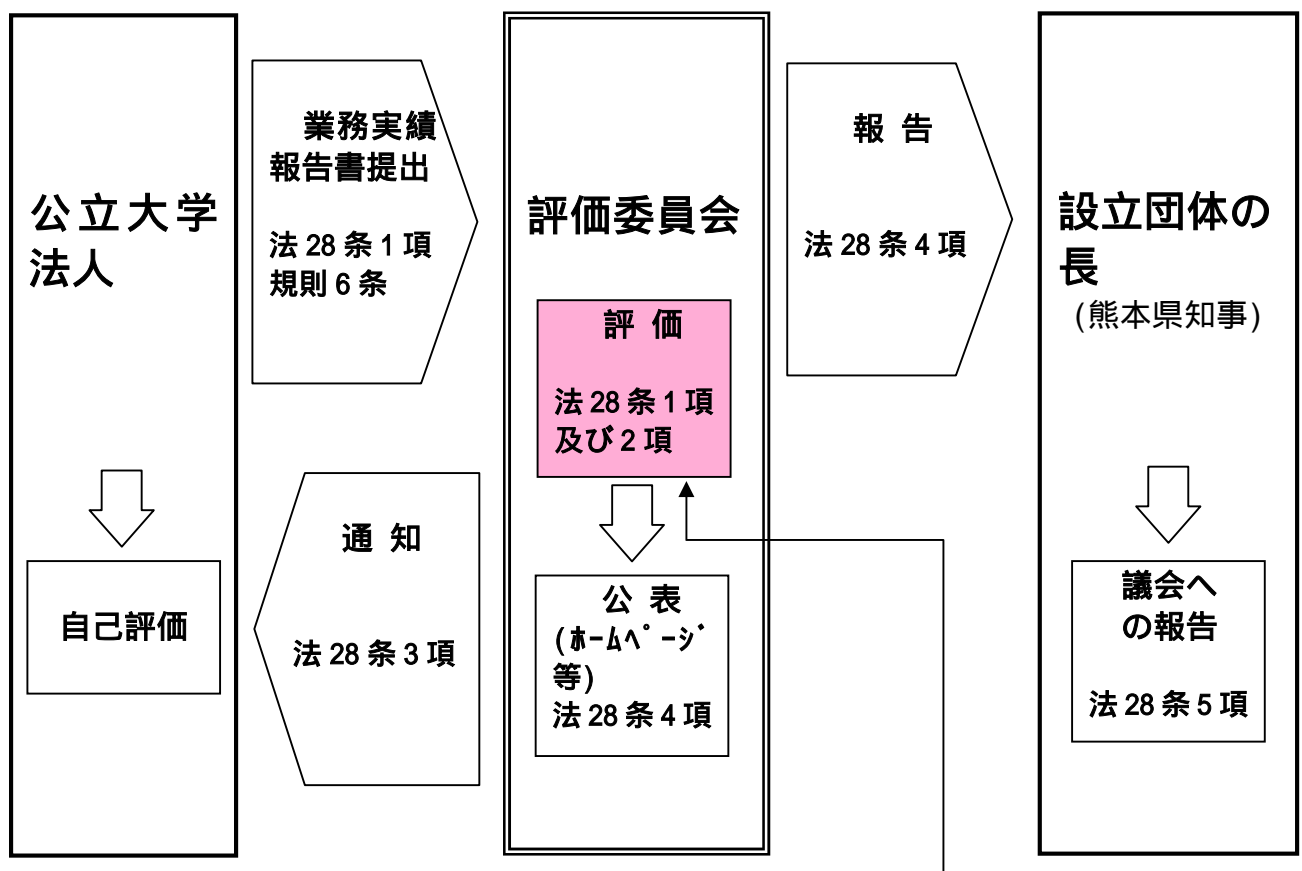
事業年度に係る業務実績評価（年度評価）の概要

1 趣 旨

公立大学法人熊本県立大学は、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第 28 条第 1 項及び公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(以下「規則」という。)の規定により各事業年度における業務実績について評価委員会の評価を受ける必要があり、今回、6月に提出があった業務実績報告書に基づき平成 25 年度の業務実績評価を行うもの。

評価委員会は、法人が行う業務の公共性及び業務運営の透明性の確保を図るために、各事業年度終了時において業務実績評価を行い、その結果を通知、報告、公表することとされている。

2 手続に係るイメージ図



-1 調査・分析

- ・業務実績報告書を基に検証
- ・教育研究は、進捗状況等に対する特記を行う。

-2 総合的な評定

【項目別評価】

- ・検証結果を踏まえ、大項目ごとに 1 から 4 の 4 段階で評価
- ・教育研究は、特筆すべき点や改善すべき点等を記載

【全体評価】

- ・項目別評価を踏まえ、総合的に評価
業務実績評価書取りまとめ

【参 考】

地方独立行政法人法

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について熊本県公立大学法人評価委員会条例(平成17年熊本県条例第37号)第1条の熊本県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の評価を受けようとするときは、前条第1項の年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

平成 2 5 年度公立大学法人熊本県立大学 業務実績報告書の概要 (見直し版)

評価委員会事務局において、業務実績報告書の中から、顕著な取組や改善が望まれる取組等、6つの評価の視点で概要をとりまとめたもの
複数の視点に合致する場合は、便宜上、若番を優先に整理。

評価の視点	番号() と 評 価 事 項 【計 2 1 項 目】	各委員からの御意見
顕著な取組・成果 【顕著】 1項目	13 管理栄養士国家試験の合格率100%	28 「有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究」の取組による外部資金の獲得(【着実】から移動)
独自の取組 独自 2項目	36 熊本県立大学水銀研究留学生奨学金制度の導入決定 45 防災・減災ビジョンの策定	
新たな取組 (新規) 1項目	2 国立水俣病総合研究センターとの連携大学院協定締結	
着実な取組・成果 「着実」 13項目	7 食健康等に関するプロジェクトの推進 15 44 就職率93%(過去5年間の最高値) 25 「森林計画学賞」受賞(「有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究」プロジェクトの一環) 26 科学研究費補助金への教員の応募率100%達成 28 「有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究」の取組による外部資金の獲得 29 55 外部資金の獲得件数、獲得金額の増加 31 34 59 研究成果の公表、情報発信のための取組(ホームページの見直し、研修者ガイドの作成) 33 1市2町との包括協定の締結による地域貢献活動の推進 35 社会的課題(防災)に関する公開講座等の開催 39 課外活動及びボランティア活動に関する指針策定 47 全学共通教育推進体制の整備(全学教育推進センターの設置決定) 57 61 LED照明への移行及び「太陽光発電及び蓄電に関する補助事業採択」等、環境負荷軽減に関する取組 62 熊本市との「避難所施設利用に関する協定書」の締結	16 全学FD研修への取組 22 英語運用能力育成プログラムへの取組(英語英米文学科)
報道等から注目 された取組 (注目) 1項目	6 英語合宿「熊本県立大学Englishコレジオin天草2013」の試行実施	
改善が望まれる 取組 《課題》 3項目	1 学部志願者数2,000人確保が達成できなかった 8 18 総合管理学部の改組が再検討となり、同学部の教育課程の再編も再考となった 63 情報セキュリティポリシー等の見直しが先送りとなった	48 事務職員の資質向上のためのSD研修における検証

番号は、業務実績報告書の中期計画・年度計画の番号と一致します。

平成25年度業務実績評価に対する評価委員の追加意見

1 特筆すべき点や改善すべき点、法人の自己評価に対する意見

事業番号	意見欄	備考
6	カリキュラム変更を、何故今年度からではなく27年度からとしたのか。	参考資料
16	全学FDへの取り組みについては、講演会の開催数、参加人員さらにフォローアップ等、しっかりとした取り組みがなされているので着実な取組としてはどうか。	
22	英語運用能力育成プログラムについては、課題達成に向け具体的かつ実践的な取組がなされており、着実な取組として評価してはどうか。	
28	「有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究」の取組による外部資金の獲得については、顕著な取組として に移動してはどうか。	
38	サバティカル研修への助成制度の内容はどのようなものか。	参考資料
44	評価の視点として、今後は外形上の就職率の向上だけではなく、ミスマッチ改善のための就職後のモニタリングが必要ではないか。	参考資料
48	事務職員の資質向上のためのSDの実施については、自己評価Aなるも、アンケート等による検証の有無が不明であるので、課題としてはどうか。	参考資料

2 その他

--